

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示		ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境推進課)	16
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	18
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	18
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	18
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課)	19
○河川区域の指定の一部改正……………	(河川課)	19
○都市計画の変更の決定……………	(都市計画課)	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	(出納局総務課)	19
○北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正……………	(検査課)	20
道監査委員公表		
○監査公表第5号……………		20

告 示

北海道告示第409号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 形質変更時要届出区域 岩見沢市東町222番の一部、223番1の一部、233番の一部、234番の一部、246番の一部(次の図のとおり)
- 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧

に供する。)

北海道告示第410号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(伏古第2地区畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水施設、区画整理、暗渠排水、土層改良))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成23年6月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第411号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字荷負23の5・字二風谷110の8・110の9・118(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、100の3、100の4
 - 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二風谷110の8(次の図に示す部分に限る。)、110の9、118、字荷負23の5
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字二風谷100の2・118(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二風谷100の2・118（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 瀬棚郡今金町字神丘1135の1（次の図に示す部分に限る。）、1135の3から1135の5まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字神丘1135の1・1135の4・1135の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字日司町54地先から56地先まで・628地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村2の5地先・2の16地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字赤石村字滝ノ沢50の1地先・字大森92地先・115地先・386地先・441地先（以上5筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字本町33の2地先・112地先・120地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第412号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 士別市・空知郡上富良野町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解除の理由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 士別市・空知郡上富良野町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに士別市役所及び上富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市・釧路市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 釧路市（次の図に示す部分に限る。）、石狩市
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第414号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を倶知安町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第344号のとおりである。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

虻田郡倶知安町字巽58の182所在の森林について所有権を有する 今村 日出男

北海道告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 京極定山溪線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
虻田郡京極町字春日後志森林管理署国有林129林班へ小班地先から同郡京極町字春日後志森林管理署国有林129林班へ小班地先まで		前	37.50mから 46.50mまで	53.61m	—
		後	40.50mから 54.00mまで	53.61m	—

北海道告示第417号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の種類 一級河川尻別川水系ソースケ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年6月10日
- 3 廃川敷地等の位置 (右岸) 虻田郡倶知安町字高砂93番7地先から同127番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 2,316.38㎡

北海道告示第418号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川尻別川水系ソースケ川の項図面の欄中「第1号図の2」を「第1号図の2から第2号図まで」に改める。

北海道告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 倶知安都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 5・5・1 旭ヶ丘公園

イ 位置 虻田郡倶知安町字旭37番地1外

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 2 足寄都市計画公園に係る事項

(1) 都市計画の種類 公園

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 5・6・1 里見が丘公園

イ 位置 足寄郡足寄町里見が丘、常盤、西町4丁目、西町5丁目及び西町6丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第420号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 平成23年度財務会計トータルシステムプログラム修正業務 一式

(2) 平成23年度財務会計トータルシステムプログラム修正業務委託契約その2 一式

- 2 随意契約の相手方を決定した日

(1) 平成23年4月1日

(2) 平成23年4月19日

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

- 4 随意契約に係る契約金額

(1) 3,937,500円

(2) 8,400,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第421号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム貸金等管理サブシステム構築・運用業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日
平成23年5月27日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道

(2) 住所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額
52,290,000円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第422号

平成8年北海道告示第1338号（北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱）の一部を次のように改正する。

平成23年6月10日

北海道知事 高橋 はるみ

第7条中「出納局総務課」を「出納局検査課」に改める。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成23年6月10日

北海道監査委員 池田 隆一

北海道監査委員 坂本 人 士

北海道監査委員 太田 博